

大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定アドバイザー業務委託  
公募型プロポーザル

質問回答書

番号	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領 2 参加資格要件 業務実績について	平成 25 年 4 月以降において受注した業務実績のうち、令和 4 年 5 月契約～令和 6 年 1 月完了予定の業務についても、実績として認めていただけますでしょうか。	業務実績については、参加表明書提出日（令和 5 年 12 月 13 日）までに完了しているものを実績としますので、令和 6 年 1 月完了予定の業務は認められません。 《令和 5 年 12 月 8 日回答済》
2	仕様書 第 1 章 委託概要 9 その他留意事項 (5)	「不測の事態等」とは現時点でどのようなことを想定されていますでしょうか。	今回のアドバイザー業務に関しては、仕様書の「第 2 章 業務内容」の「2 基本計画の見直し方針の計画への反映」において、見直し内容の精査、技術的、法令等の検証や確認に必要となる時間が、状況に応じて生じる可能性があると思定しています。 また、「3 事業条件等の検討」に際して、現状、法的規制、物理的な条件等を考慮した上で、確実な実施ができるのかの検討・整理についても、状況に応じ、必要な時間が生じる可能性を想定しています。
3	仕様書 第 2 章 業務内容 2 基本計画の見直し方針の計画への反映	現時点で見直し内容や方針等について決まっているものがありましたら、ご教示いただけますでしょうか。	本プロポーザルホームページで【参考資料】これまでの策定・検討資料の「3. 総務建設常任委員会協議会（令和 5 年 10 月 20 日開催）」の新庁舎整備について説明資料）が、現時点での見直し内容となります。

4	<p>実施要領 4 業務提案書等の記載要領 (3) 具体的な業務の進め方</p>	<p>枚数については、A4、A3にかかわらず、1～2枚程度と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>仕様書 第1章 9 その他留意事項 (5)</p>	<p>「・・・業務内容を進める中で、不測の事態等により業務遂行に日数を要することが想定される事態となった場合・・・」と記載がございますが、より良い事業者選定を行うために、基本計画の一部見直し作業や、事業者選定に伴う公募期間を伸ばした方が望ましいというご提案をした場合、「不測の事態等」として認められ、委託期間の変更協議が可能でしょうか。</p> <p>また、本プロポーザルの業務提案書の段階で、本事業において望ましいと考える事業者選定期間をご提案することは可能でしょうか？</p>	<p>今回のアドバイザー業務に関しては、仕様書の「第2章 業務内容」の「2 基本計画の見直し方針の計画への反映」において、見直し内容の精査、技術的、法令等の検証や確認に必要となる時間が、状況に応じて生じる可能性があるかと想定しています。</p> <p>また、「3 事業条件等の検討」に際して、現状、法的規制、物理的な条件等を考慮した上で、確実な実施ができるのかの検討・整理についても、状況に応じ、必要な時間が生じる可能性を想定しています。</p> <p>なお、そうした想定を整理し、より良い事業者選定を行うための提案がなされた場合で、その実施に係る必要な時間が生じるときは、委託期間の変更協議によりその時間を加味することは、状況に応じて可能であると考えています。</p> <p>また、本プロポーザルの業務提案書は、本プロポーザル実施要領及び本業務委託仕様書における委託期間での提案を求めています。委託期間内を超えた事業者選定期間の提案は、不可とします。</p>